

●取り組みのポイント

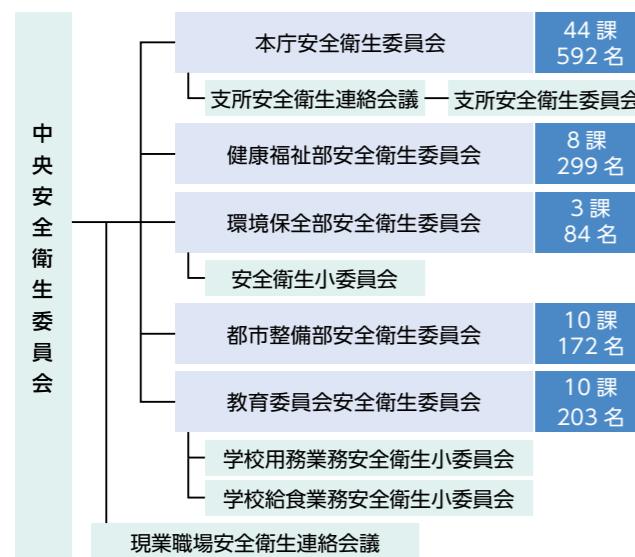
- 中央安全衛生委員会が各事業場委員会の活動をけん引し月1回開催等を促進
- 月ごとの安全衛生活動を示した年間の活動計画表を作成し進捗状況を管理
- 心の健康づくり計画に5か年の実施計画を盛り込み
- メンタルヘルス対策を着実に実施

松江市では、中央安全衛生委員会が積極的に統括的機能を発揮し、事業場安全衛生委員会の活動をけん引しています。また、年間の安全衛生活動計画表を作成して、進捗状況の確認と評価を行い、メンタルヘルス対策でも心の健康づくり計画において実施計画を定め、目標達成に向けて各年度対策に取り組んでいます。こうした計画の作成とその着実な実施により、安全衛生の継続的改善を図る松江市の取り組みを紹介します。

1 中央安全衛生委員会が各事業場委員会の活動をけん引

市長部局では5つの安全衛生委員会を設置していますが、副市長がトップを務め、統括的機能を有する中央安全衛生委員会が、各事業場委員会をけん引して、委員会の月1回開催を促進しています。人事課福利厚生室係長の長谷川和弘氏は月1回の開催について「職員の安全衛生の向上には安全衛生委員会の取り組みが不可欠ですが、委員会を開催していないと、そもそも話す場がありません。それで、まずは目に見える形の取り組みとして、中央委員会が平成25年度から積極的に各事業場委員会に対して、月1回の開催を働きかけました。」と経緯を語りました。

■松江市安全衛生管理体制



※その他消防本部、企業局は各規定により委員会を独自設置

中央委員会の働きかけにより、平成26年度は各事業場委員会において、月1回の開催が進んでいます。また中央委員会では、各事業場委員会から活動内容が報告されて、進捗状況等について全て確認が行われており、中央委員会が統括的機能を発揮することで、各事業場委員会活動のレベルアップが図られています。



■ 安全衛生をけん引する人事課福利厚生室の右から
長谷川係長、室長の陰山 広和氏、副主任の上 麻衣氏

2 年間の活動計画表を作成して進捗状況を管理

安全衛生の継続的改善のためには、PDCAサイクルにより取り組むのが効果的です。

※PDCAサイクルとは、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)のモデルを回しながら、連続かつ継続的に安全衛生水準の向上を図っていくものです。

このサイクルで取り組むためには、安全衛生計画の策定が不可欠ですが、平成24年度から中央委員会では、月別の活動内容を示した安全衛生管理活動計画表を作成し、5つの事業場委員会に示して、取り組みの進捗状況を管理しています。人事課福利厚生室保健師長の堀江 亜由美氏は作成の経緯をこう語ります。「各事業場委員会の進行管理は中央委員会の役割ですが、各事業場委員会にも中央委員会にもしっかりと活動計画表がなかったため、進捗状況の管理が十分ではありませんでした。そこで、平成24年度から中央委員会が月ごとの活動内容を示した計画表を作成して、各事業場委員会の取り組みの進捗を管理するようにしました。」

■安全衛生管理活動計画表 (平成26年度計画表一部抜粋)

実施事項 ＼月別	4月 5月 2月 3月				昨年度の反省、問題点等
	1.事業場 安全衛生 委員会の 活性化	2.公務災 害の未然 防止 (以下、略)	各事業場労安の実施	第3回 中央労安	
・事業場労安の定期開催及び活性化について検討する必要がある。 (今年度) 活動について年度末に評価し、次年度計画に反映させる。	・保育所、幼稚園、給食等の職場での公務災害が多い。 (今年度) 公務災害が多い職場については、未然防止の取り組みの実施。				
・衛生管理者養成					

中央委員会が作成した活動計画表は5つの事業場委員会に示され、各委員会はこの計画表に沿って、それぞれの計画を作成し活動します。年度末に開催される中央委員会では、各事業場委員会の活動報告に対して評価を行い、次年度計画に反映させます。こうして、市ではPDCAサイクルを着実に実施することで、安全衛生の向上を図っています。

また計画表を作成することで、職員の日常的な健康増進の取り組みが少ないことが分かりました。このため、国の健康増進普及月間にあわせて、平成25年度の9月には、新たに職員各自が運動又は食事の目標を定めて達成をチェックする取り組みを実施しました。この取り組みには約千人の職員が参加し、設定された目標と達成率は取りまとめられ、各職員にフィードバックされて職員の健康向上が図られました。このように、計画表を作成することで、より一層安全と衛生が調和した活動の実施につながっています。

3 実施計画に基づく着実なメンタルヘルス対策の取り組み等

各地方公共団体では、体系的にメンタルヘルス対策に取り組むために、心の健康づくり計画の策定が進んでいますが、松江市でもメンタル不調による長期病休者が減らない等の状況にあったことから、平成25年度に中央委員会が、平成25年度から29年度までを実施期間とする心の健康づくり計画を策定し、より計画的にメンタルヘルス対策に取り組んでいます。とりわけ計画の中に、年度ごとの取り組みと到達目標を記載した5か年の実施計画を盛り込み、進行管理と達成状況を把握しながら取り組んでいます。

堀江保健師長は「策定時、原案には実施計画の一覧表はなかったんですが、中央委員会のワーキンググループで検討する中で、進捗管理をするためにはやはり一覧表が必要だということで盛り込みました。」と経緯を語りました。



■ 人事課福利厚生室で保健師として尽力する
右から堀江保健師長と副主任保健師の青木 優子氏

実施計画に基づき、平成29年度までにセルフケア研修の受講率を100%とするため各年度研修を開催しているほか、新職業性ストレス簡易調査票を活用した職場環境の評価の実施等、着実に取り組むことでメンタルヘルス不調による病休者は減少に転じています。

■心の健康づくり計画 実施計画 (一部抜粋)

取組事項	H25	H26	H28	H29	到達目標
・セルフケア研修	40代	30代	実践力アップ	研修の実施	・ストレス対処能力の向上
・パワーハラスメント研修	対象	対象			・研修受講率100%
・ラインケア研修					・パワーハラスメントの知識の理解
・職場環境の評価と改善 (以下、略)					・研修受講率100%
					・管理監督者の役割理解と実践
					・研修受講率毎年90%以上
					・ストレス要因を減らす環境づくり
					・職場環境の評価と結果に基づく改善の実施

また、平成19年度から職場復帰支援要綱に基づきメンタルヘルス不調者の職場復帰支援が行われていますが、市では職場リハビリを「…福利厚生室及び復帰支援職場において補助的な作業を行うこと等…」と要綱に規定しています。元の職場で復帰訓練を受けさせる地方公共団体が多い中で、福利厚生室で職場リハビリを行うことは、保健師の目が行き届くメリットがあります。そして、福利厚生室での職場リハビリの後、さらに復帰支援職場で職場リハビリを行います。復帰支援職場は過去に経験した職場等、元の職場でない場合もあり、こうした2段階の職場リハビリにより円滑な復帰が支援されています。

アドバイザーより一言



平成25年度から中央安全衛生委員会が作成している安全衛生管理活動計画表は、前年度の反省や問題点を踏まえて新年度の活動計画表が策定されており、PDCAの管理サイクルで回すことで、安全衛生の取り組みがスパイラルアップされている好事例です。今後は、災害情報や委員会の審議内容を積極的に全職員に周知され、職員一人ひとりが安全衛生諸活動を自分自身のこととして捉え、安全意識の向上につなげられることをお勧めします。

また、メンタルヘルス対策は心の健康づくり計画に基づき、研修や職場環境の評価など充実した取り組みが行われています。健康増進月間での運動・食事の目標を定めた健康づくり活動は、年間を通じた継続的な活動にされるさらに良くなると思います。

今後、諸活動がさらに強化・充実され、公務災害及び健康障害の防止につながることを期待します。

中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター
安全管理士 山田 哲士